森 林 環 境 保 全 整 備 事 業 請 負 契 約 書

（案）

1　事　　業　　名　　森林環境保全整備事業（育成受光伐　愛知３段戸）

2　事 業 場 所　　愛知県北設楽郡設楽町　段戸国有林２６い林小班

3　請 負予 定 数 量　　別紙事業内訳書のとおり。

4　事 業 期 間　　契約日の翌日
令和８年２月２７日まで
ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙事業内訳書のとおり。

5　請 負 予 定 金 額　　－
（うち取引に係わる消費税及び地方消費税の額　　－）

6　選 択 条 項　　別冊約款中選択される条項は次のとおりである。
（選択されるものは○印、削除されるものは×印。）

適用削除の区分	選択項目	選択条項
×	契約保証金の納付	第４条第１項第１号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券の提供	第４条第１項第２号
×	銀行、発注者が確実と認める金融機関等の保証	第４条第１項第３号
×	公共工事履行保証証券による保証	第４条第１項第４号
×	履行保証保険契約の締結	第４条第１項第５号
×	支給材料及び貸与品	第１５条
×	前金払　　分の　以内	第３５条第１項
×	中間前金払	第３５条第３項
○	部分払　　４回以内	第３８条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第４０条

（注）国庫債務負担行為に係る契約にあっては別紙を添付する。

7　支給材料及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日

８　特約事項

１）　な　し。

上記の事業については、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和7年8月5日付けで交付した国有林野事業製品生産請負事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

発注者　住所　　愛知県新城市庭野字東萩野４９－２

氏名　　分任支出負担行為担当官
中部森林管理局　愛知森林管理事務所長　池戸　健志

請負者　住所

氏名

別紙

請負に付する事業及び内訳

1．事業名　　森林環境保全整備事業（育成受光伐　愛知3段戸）
他の詳細については別表のとおり。

2．数量の確認

（1）検査場所
（生産完了功程）
最終運搬（最終土場着荷確認）・山元巻立
伐倒作業
いずれも所定の作業が完了した箇所とする。

（2）検知対象樹種及び材種
スギ、人ヒノキ、その他の針葉樹及び広葉樹とする。
スギ・人ヒノキは、末口径6cm以上の一般材とする。
その他の針葉樹については、その都度指示する。
広葉樹については、末口径16cm以上の一般材とする。

（3）検査方法
生産完了功程については、発注者の命じた検査職員が契約書、契約約款、仕様書に基づき行うものとする。

3．作業順序

作業は提出された事業計画表に基づき行うものとする。
なお、細部については、別途監督員が指示する。

4．採材寸法及び椪積み

別紙 造材寸法書に準ずるものとする。
なお、需要動向に応じた造材寸法については、別途指示する。

5．その他

県立自然公園及び保安林があることから、森林作業道作設には作業前に協議が必要となるため、早めに線形を決定すること。
高品質材については手造材とすること。

事 業 内 訳 書

森林環境保全整備事業（育成受光伐　愛知3段戸）

国有林	林小班	作業種	作業期間	林令	面積	資材量(㎥)					資材本数					素材生産量(㎥)				
						スギ	ヒノキ	N	L	計	スギ	ヒノキ	N	L	計	スギ	ヒノキ	N	L	計
段戸	26い	育成受光伐	契約日 翌日　～　R8.2.27	110	16.22		2,664			2,664		3,603			3,603		1,800			1,800
育成受光伐 計					16.22	0	2,664	0	0	2,664	0	3,603	0	0	3,603	0	1,800	0	0	1,800
総計					16.22	0	2,664	0	0	2,664	0	3,603	0	0	3,603	0	1,800	0	0	1,800

最終運搬先
三河材流通加工事業協同組合ホルツ三河土場
西山林業合同会社第1土場
株式会社東海木材相互市場　大口市場

伐採率	
育成受光伐	30%

法指定等
水源涵養保安林
愛知県立自然公園第3種特別地域

素材生産量(㎥)	
最終	山元
1,400	400

造　材　寸　法　書

愛知森林管理事務所

樹　種	優先順位	長 級 m	径級cm	適　用	用　途
ス　　ギ	1	5.0以上	30上	通直良材元玉	割柱等
	2	4.0	22上		一般建築用材
	3	3.0	14~18		柱適材
	4	4.0	16上		一般建築用材
	5	2.0			〃
ヒノキ	1	6.0	16上	通直良材	大黒柱・通し柱
	2	4.0	22上		一般建築用材
	3	3.0	14～22		柱適材
	4	4.0	13下		一般建築用材
	5	2.0			〃
その他N	1	4.0	16上		一般建築用材
	2	2.0			〃
	＊原則４ｍ採材とするが、市況等により別途指示				
その他L	1	4.3	30上	通直良材	一般建築用材
	2	2.1	20上		〃

１．直材を優先とする。
２．採材最小径　　人工林　Ｎ　６cm　Ｌ　６cm
３．延　　寸　　人工林１０cm　元特殊延寸は６０cm未満
４．注文材等特殊採材は、その都度監督職員の指示による。
５．この基準は、需要・市況動向等により変更することがある。
６．これによりがたい場合は、別途監督職員の指示による。
※　測尺に当たっては、器具等の点検を随時行い、常に適正を期するものとする。

令和５年１月適用

特記仕様書

1　作業方法

（１）伐倒木の選木の方法は、別に定める方法による。なお、天然有用樹については、植栽木と同様の考え方で選木する。

（２）伐倒木の伐採高は、特段の指示がない限り基本的には根際とすることとし、残存立木を損傷しないよう伐倒方向に留意するものとする。

（３）伐倒木の処理について

①　かかり木となった伐倒木は、必ず外し倒伏させるものとする。

②　歩道及び林道付近では、通行に支障のないよう伐倒木を取り除くものとする。

③ 急傾斜地では、枝条等の転落防止に努めること。

2　素材運搬

（１）素材運搬を行う場合は、貨物自動車運送事業法を遵守すること。

（２）故意又は過失その他請負業者の責に帰する理由により、運搬中の物件を滅失又は損傷した場合には森林管理事務所長の指示することに従い、その物件の代金を納付し、その損害を賠償しなければならない。

3　多様な森林づくり

天然力を活用した多様な森林づくりの取組を推進するため、事業区域内に自生する天然生の有用広葉樹及び針葉樹については、伐採及び搬出作業において特に支障のないものは、極力残存させるものとする。また、天然生稚幼樹についても同様に残存に努めるものとする。なお、残存する樹種及び配置方法等については、監督職員の指示によるものとする。

4　その他

（１）水質汚濁等の問題については、事業計画及び事業の実行の各段階において十分検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。請負者の責により汚濁等が発生した場合は、請負者において汚濁等の除去及び防止並びに下流の関係者への説明を講じなければならない。

（２）上記によりがたい場合は、監督職員の指示に従うものとする。

特 記 仕 様 書
（林地保全に配慮した施業推進）

森林作業道を作設する場合の製品生産事業の実行にあたっては、特記仕様書（森林作業道作設）及び森林作業道作設指針に沿って実施しているところであるが、林地保全に配慮した施業を担保するため、次に掲げる事項を定めるものとする。

（１）請負者は、森林作業道作設指針に即して特記仕様書（森林作業道作設）を遵守しなければならない。

（２）請負者は、作設する森林作業道の路線計画を明示した図面を含めた事業計画を森林管理署長等に提出し、その確認を受けなければならない。

（３）請負者は、（２）で確認を受けた森林作業道の計画に変更が生じたときは、その変更内容について森林管理署長等に提出し、その確認を受けなければならない。

（４）森林管理署長等は、路線計画と異なる森林作業道を施工した場合等、請負者の責に帰すべき事由により、林地崩壊が発生し又は発生する可能性が高い等の林地保全上特に問題があると認めるときは、請負者の負担において盛土の転圧、排水溝の設置等の必要な措置を命じることができる。この場合において、請負者は森林管理署長等の命に応じ、必要な措置を講じなければならない。

特記仕様書（森林作業道作設）
（中部森林管理局標準例）

本事業で作設する路網は継続的に用いられる森林作業道によること。

森林作業道の作設にあたっては、路体は堅固な土構造によることを基本とし、構造物は地形・地質、土質、人家等との位置関係等の条件から、必要な箇所に限定して設置するものとするほか、下記によること。

記

第１　路線計画

１　計画

路線（線形）については、次に配意する。

①車輌系の作業システムの効率性が効果的に引き出されるよう配置する。

なお、土砂の流出又は林地の崩壊により下流に被害を生じさせるおそれがある場合には、森林作業道によらない架線集材での作業システムを検討する。

②地形・地質の安定している安全な箇所を通過するようにする。

③地形に沿った屈曲線形とする。

④排水を考慮した波形勾配とする。

２　幅員等

幅員は３ｍまでとする。ただし、林業機械を用いた作業の安全性、作業性の確保から必要な区間に限って、０．５ｍ程度の余裕を付加することができる。

３　縦断・横断勾配及び排水計画

縦断勾配は、集材又は苗木等の運搬作業を行う林業機械等が、木材等を積載し安全に上り走行・下り走行ができることを基本とし、概ね１０°（１８%）以下とし、やむを得ない場合は、短区間に限り概ね　１４°（２５%）程度とする。

また、縦断勾配を緩やかな波状にすることにより、こまめな分散排水を行うこととし、排水先は安定した尾根部や常水のある沢にする等して、路面に集まる雨水を安全、適切に処理する。

横断勾配は、原則として水平とするが、水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側をわずかに低くする排水方法を採用する場合は、必要に応じて丸太等による路肩侵食保護工、盛土のり面の保護措置をとる。

なお、木材積載時の下り走行におけるブレーキの故障や、雨天や凍結時のスリップによる転落事故を防止するため、カーブの谷側を低くすることは避け、原則として水平とする。排水はカーブ上部の入口付近で行う。（又は、事業終了時にカーブの出口に水切り等を行う。）

第２　施工

１　切土

切土工は、発生土量の抑制と切土のり面の安定が図られるよう適切に行う。

切土高は、切土のり面の安定や機械の旋回を考慮し１．５ｍ程度以内に抑えることに努める。局所的に切土高が高くなる場合には、土質に応じた切土のり面勾配の工夫や現地に適した構造物の設置等を検討する。

切土のり面勾配は、管内の施工実績等を勘案し、直切りを原則とする。ただし、土質、地質に応じては、また、切土高が著しく高くなる場合には、６分、３分（岩石）とする。

２　盛土

盛土については、堅固な路体をつくるため、地山に段切りを行った上で、概ね３０㎝程度の層ごとにバケット及び履帯を用いて十分に締固める。

なお、強度を有しない土質の場合は、盛土・地山を区分せず、路体全体を概ね３０㎝程度の層ごとに締固め、路体全体としての強度を得る。

盛土のり面勾配は、概ね１割とする。盛土高が２ｍを超える場合は、１割２分程度とする。

ヘアピンカーブの盛土箇所では、締固めを繰り返し行ったり、構造物を設けるなどして、路体に十分な強度をもたせる。

盛土の土量が不足する場合は、山側から谷側への横方向での土量調整だけでなく、縦方向での土量調整も行う。

３　構造物等

構造物は、安全確保の観点や地形・地質等から、必要に応じて設置する。現地発生資材を活用した丸太組等について、利用の頻度やコスト等を考慮して選定する。

４　伐開

伐開は、幅員に応じた必要最小限の幅とする。そのため、支障木の伐倒は、安全を確保した上で、出来る限り森林作業道作設と同時に実施する。

第３　周辺環境への配慮

人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象への土砂、転石、伐倒木等が落下しないようにするほか、希少な野生生物の生息・生育情報を知ったときは必要な対策を検討する。

第４　その他

１　表土、根株の扱い

はぎ取り表土や根株を、盛土のり面保護工として利用する場合は、土質、根株の大きさ、萌芽更新の容易性等を吟味し、地山（心土）を概ね３０㎝の層毎にバケット等で締め固める際に、土羽工の一部として用いること。

なお、表土は植生回復を促すため、上記各層の間の土羽表面に挟み込むようにして十分締め固める。

また、根株は表土や地山（心土）等と一緒に十分締め固めるとともに、作業に支障のないよう固定する。

根株を丸ごと路体内に完全に埋設すること等は、締め固めが難しくなるので避ける。

また、土質、根株の大きさ、集材方法、山腹傾斜等から、盛土のり面保護工に向かない場合は、安定した状態にして自然還元利用等を図る。

２　事業中断及び終了時

事業中断及び終了時において、洗掘を防ぐための水切りを登坂部分等に入れる。

３　その他

この特記仕様書は、森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）に基づき、中部森林管理局管内の地形・地質、土質や気象条件、路網開設実績等を踏まえ、定めたものである。なお、この仕様書に定めのないものについては、森林作業道作設指針によることを基本とする。

愛知県

森林作業道標準横断図

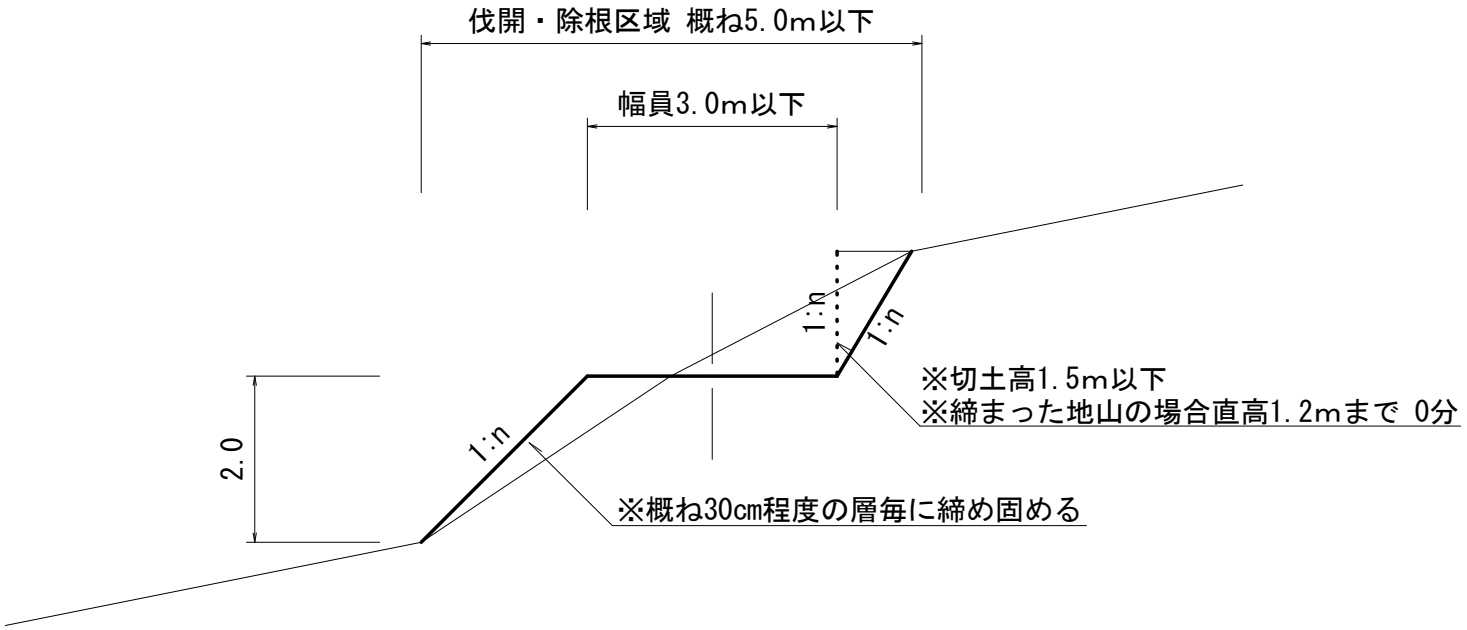

切 土 勾 配	土砂 6分
	岩 0～3分
盛 土 勾 配	1：1.2

森林環境保全整備事業（育成受光伐　愛知3段戸）
事業箇所位置図

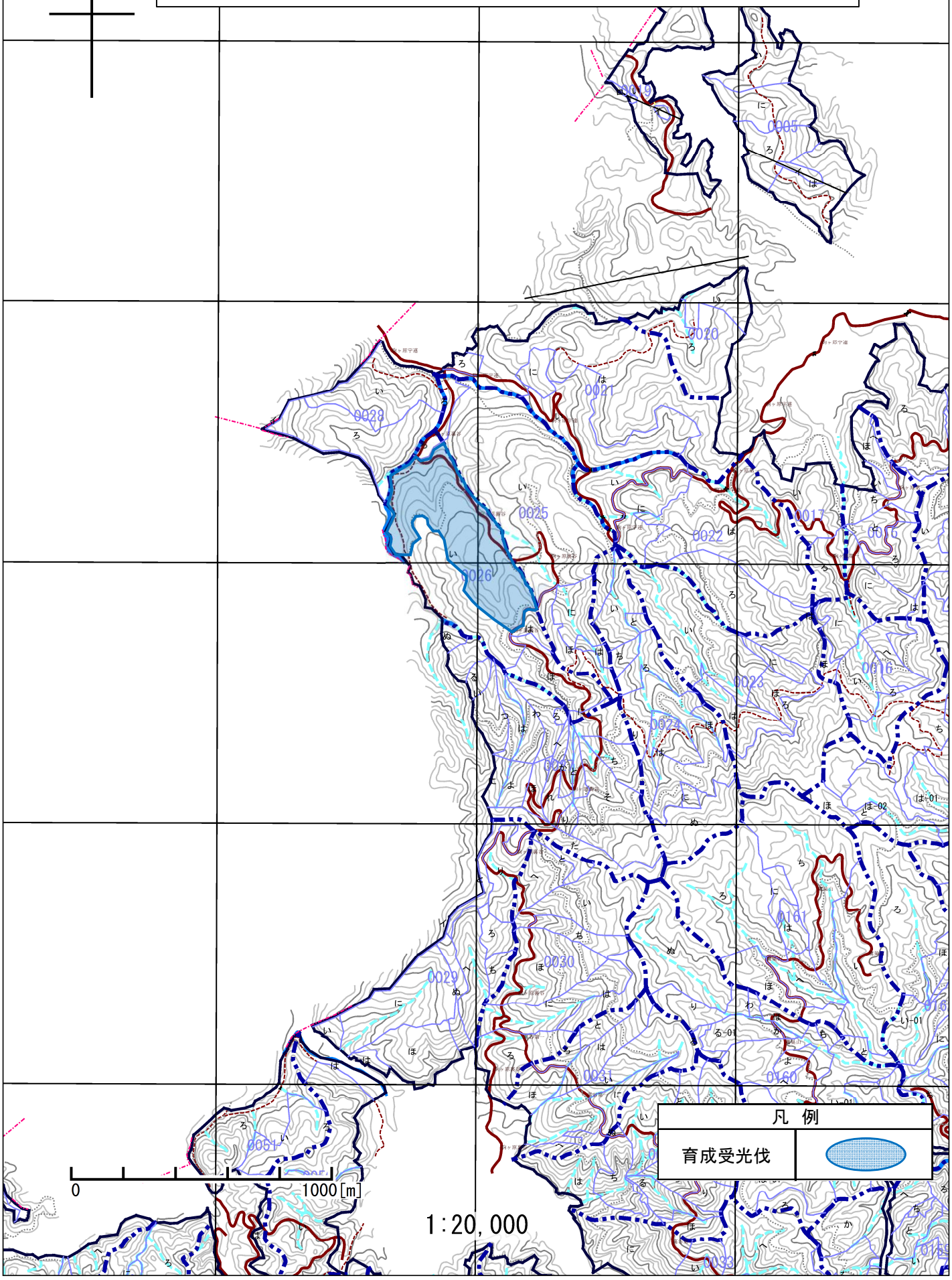

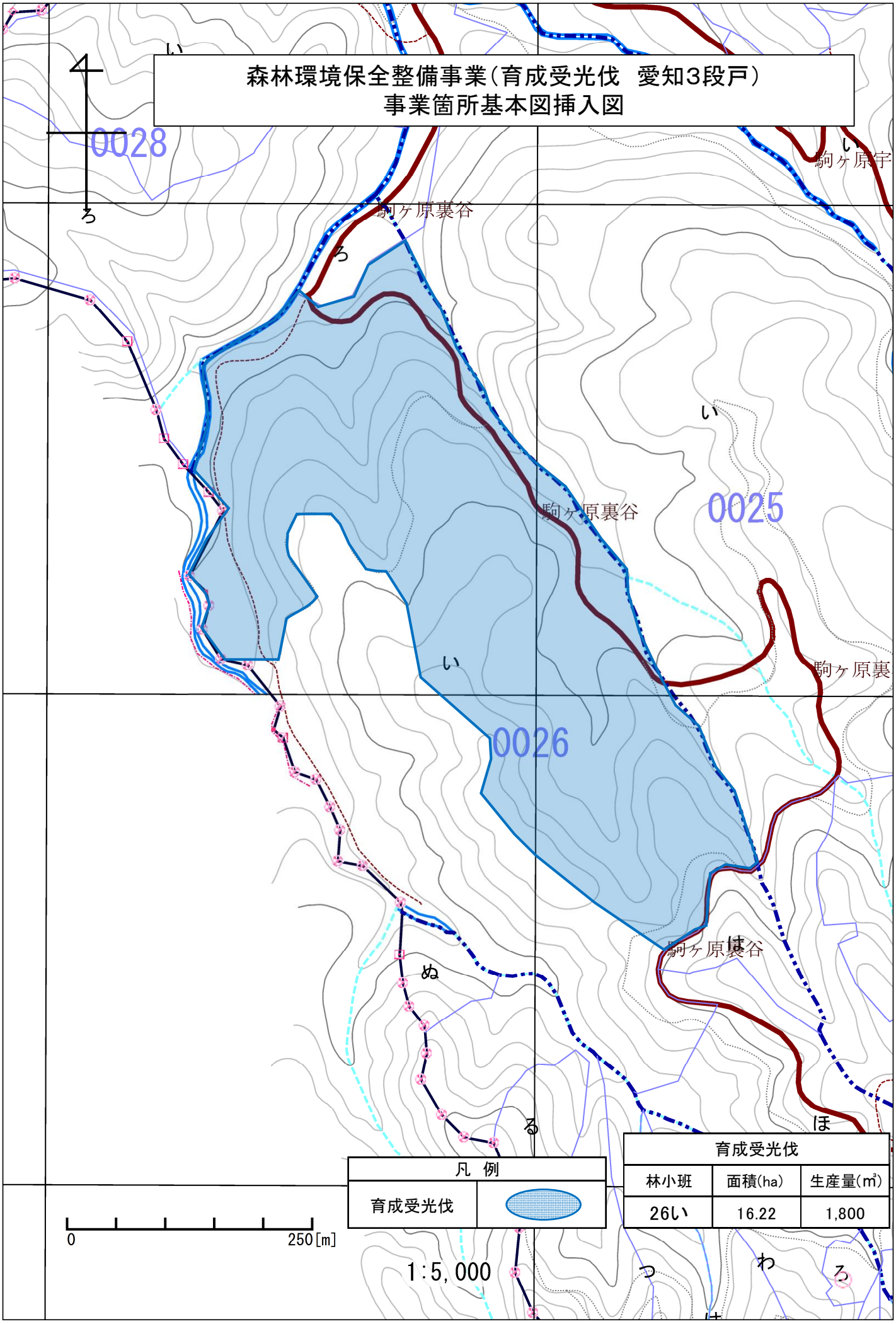

育成受光伐		
林小班	面積(ha)	生産量(㎥)
26い	16.22	1,800